

令和2年度 第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年2月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター 2階
会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 60号	農地法第3条の申請について
議案第 61号	農地法第5条の申請について
議案第 62号	非農地証明願いについて
議案第 63号	令和3年度農作業標準料金の設定について
議案第 64号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 8号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出受理について

議長	<p>それでは、令和2年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時31分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第60号から議案第64号までの5議案26件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに、「議案第60号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の です。本日もよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第60号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は畑 a。理由といたしましては管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p> 地区担当の です。よろしく申し上げます。</p> <p>1月18日に 農地委員と事務局とで現地を確認しました。</p> <p>申請地は、 から 方面に向かい、 前を左折し、約 m進んだ場所です。</p> <p>譲受人の さんは、十数年前からこの土地を借りて、家族で野菜や花の苗など直売場へ出しているようです。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と、売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p>

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計で■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	<p>1月18日に■■■■農地委員と事務局とで、現地を確認しました。</p> <p>場所は、■■■■から■■■■方面に向かい、■■■■手前を右折、そのまま直進して、■■■■を右折後、約■■■m進んだ場所です。</p> <p>譲渡人の■■■■さんは、譲受人の■■■になります。今回、2人で贈与の話がまとまったそうです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、親戚にあたる譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、議案書4ページ、非農地証明願いについての番号3番に記載されている農地以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²。譲受人の経営面積は田のみ■■■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	<p>おはようございます。1月18日に事務局と■■■■農地委員とで現地確認に行ってきました。</p> <p>場所は、■■■■の前にある■■■と呼ばれているところであります。譲渡人の■■■さんは昨年、■■■の生い茂った圃場を購入し、刈り取って焼き、立派な■■■として再生しました。</p> <p>今回はそのすぐ近所の申請で、■■■m²を購入し、■■■を植えるということです。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>

議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、合計■■筆の■■m²。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、経営規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>1月18日に■■■■農地委員と事務局とで現地確認を行いました。</p> <p>場所は、■■■■入り口の信号から■■■mほど■■■へ入ったところです。この土地は、■■■、■■■さんが購入した土地の区画のうちの一つです。周りは■■■さんの土地になっており、申請地へ入っていくことができないので、■■■さんにこの土地を管理していただくということで、話がまとまりました。よろしく願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は経営規模縮小を考えています。今回申請地付近で農業を行っている譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、台帳、</p>

	<p>■、現況、■、地積■m²、合計■筆の■m²。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■委員	<p>おはようございます。■地区担当の■です。よろしく申し上げます。</p> <p>1月20日に■農地委員と事務局とで現地確認をいたしました。</p> <p>申請地は、■の交差点から■のほうに約■km行った、申請者の自宅付近にある農地になります。譲渡人は■さんで、以前から耕作している■さんと贈与の話ができたそうで、今回の申請となりました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号6番、申請人、譲渡人、■、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■委員	<p>おはようございます。1月18日に■農地委員と事務局とで現地へ確認に行きました。</p> <p>場所は、■から■方面に■kmほど行った■の正面周辺です。</p> <p>■さんは■在住です。以前から■さんが花などを植えていた場所で、■が管理できなくなり、■さんが買うようになったということです。</p> <p>また後で■点、関係する農地が出るとお思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外に住んでおり管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、議案書4ページ、非農地証明願いについての番号1番に記載されている農地以外にはありません。</p>

	<p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第60号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第60号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第61号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆様おはようございます。■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書3ページをお願いします。</p> <p>「議案第61号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■、■■■■。</p> <p>申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m²。</p> <p>申請内容、太陽光発電施設として。申請理由は、現在休耕地で、土地の有効活用を考え、太陽光発電施設建設を計画した。こちらは、第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■委員	<p>おはようございます。</p> <p>申請地は、■■■■の近くです。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>転用者の■■■■は、主に太陽光発電事業を行っている会社です。土地所有者の■■■■さんは、休耕中である申請地の有効活用を考えていました。そこで双方が話し合い、申請地に■■■■を設置する計画です。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p>

	<p>申請地は平成31年3月20日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明書が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>代替地の検討も行っていますが、周囲の状況が施設に不利であること、費用面からこの土地に決定したようです。</p> <p>一般基準です。</p> <p>申請地の北側、西側、南側は■であるが休耕中、東側は長挟物を挟んで■、西側は■に接しています。東側の■所有者から転用について同意を得ています。</p> <p>整備計画です。</p> <p>申請地の■m²に、パネル■枚、最大出力■kWの太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを経由することにより、出力は■kWとなり、九州電力との50kW未満の低圧契約に相違ありません。また、九州電力との系統連携契約に関する書面も提出されています。</p> <p>排水につきましては土地のかさ上げを行い、敷地中央に側溝を設置し水路に放流します。隣接地に対する被害防除施設も設置するため、支障はないと考えられます。各関係機関、関係者との協議も終わっています。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関発行の残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、本申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第61号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第61号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第62号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>「議案第62号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■、■、申請の土地、大字■字■、地番■番、地目、■、地積■m²、合計■筆の■m²。</p> <p>申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、市外に居住しており、平成■年頃から管理が困難になり、耕作者もいなかったことからやむなく耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>

議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	1月18日に、■■■■農地委員と事務局とで行きました。さきほど■■■■で議案に上がった農地と同じです。後継者はずっとおらず、耕作を何十年も行っていなかったもので、現況は山になっています。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。 現地を1月18日、■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。 申請地が現況となった理由は、市外に居住しており、管理ができなかったため、現在は雑木、竹が生い茂った状態です。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態です。 以上です。
議長	次に、2番については■■■■、事務局からあわせて説明を求めます。
事務局	■■■■、番号2番についてご説明します。 申請地は、■■■■から直線距離で北西約■■■■km、■■■■の■■■■にあります。場所は、■■■■から■■■■へ行く途中です。 現況は住宅が建っており、現地確認の際、■■■■農業委員と■■■■農地委員に、現況に至った経過について説明し、非農地証明書を発行しても問題ないであろうとの了承をいただいております。 以上です。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m ² 、合計■■■■筆の■■■■m ² 。申請地の状況、住宅敷地。転用または耕作放棄された理由、平成■■■■年頃、父が申請地に無断で住宅を建築し、現在に至っている。 続いて、発行基準です。 現地を1月19日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請地が現況となった理由は、平成■■■■年頃、無断で農地に住宅を建築したためです。 申請地の現況は、証明書発行基準第4の5に該当し、無断転用を行ったことにつきましては、申請者名で始末書の提出があり、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更登記を行い宅地として管理することです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m ² 、合計■■■■筆の■■■■m ² 。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、平成

	<p>■年頃から用水の確保が困難であること、耕作者がいないことから耕作がされていない。相続した時点で現況であった。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■委員	<p>この申請の場所は、■から西に■km進み、■の■を右折後約■m東に進んだ場所です。</p> <p>現地は、最終的な利活用に際しまして、農地としての管理が困難であるため、非農地証明願いを承認しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を1月18日、■農地委員と■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、用水の確保が困難であること、耕作者がいなかったため、現在は雑木、竹、が生い茂った状態です。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、令和3年1月6日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号4番、申請者、■、■、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■m²、ほか■筆、合計■筆の■m²。</p> <p>申請地の状況、住宅敷地、山林。転用または耕作放棄された理由、■については、昭和■年頃から無断で居宅を建て居住し、■については、市外に居住しているため、平成■年頃から耕作を放棄したなどです。</p>
議長	<p>4番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■委員	<p>おはようございます。現地を1月19日に■農地委員と現地確認に行きました。</p> <p>家は、昭和■年頃に建てていて、2階部分に住んでいたそうです。</p> <p>ご両親を早くに亡くし、息子さんは■に居住しているため、家を崩して土地を更地にする予定です。</p> <p>ご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を1月19日に■農地委員と■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地のうち、■については住宅敷地となっています。理由としましては、昭和■年頃、申請者の父が法の諸手続を失念し、住宅を建築したためです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p>

	<p>本件は証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>■■■■■については、申請者が市外に居住しているため、平成■■■年頃から耕作が放棄され、現在は竹、雑木が生い茂った状態で、この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農地法第30条第3項第1号の判断結果により、農地管理に関する通知を送付済みの土地です。</p> <p>両申請地は農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地である、と考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、近隣の■■■に寄贈するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第62号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第62号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第62号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第63号」「令和3年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地・管理係の■■■■■です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案書5ページから7ページをごらんください。</p> <p>「議案第63号」「令和3年度農作業標準料金の設定について」下記のとおり、令和3年度農作業標準料金について設定を行いたいので、意見を求めるものです。</p> <p>1月12日に農地保全センター2階会議室にて検討会を開催しました。</p> <p>検討会の構成員は会長、副会長、杵築・山香・大田、各地区の代表委員、農林水産課長、活性化センター所長、事務局です。</p> <p>内容につきましては、6ページ、令和3年度農作業標準料金一覧表をごらんください。</p> <p>作業料金につきましては、税抜き価格です。</p> <p>これは、標記は税抜きとするものと定められているためです。</p> <p>金額につきましては、昨年度と変更ありません。</p> <p>次の7ページにつきましては、個別乾燥水分加算金表30kg当たりの価格となっています。この作業料金は標準ですので、耕作条件等により当事者間の契約の参考としていただくものになります。</p> <p>施行日は令和3年4月1日の予定です。</p> <p>ちなみに、本日、承認をいただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、「議案第63号」「令和3年度農作業標準料金の設定について」、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第63号」「令和3年度農作業標準料金の設定について」、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」「令和3年度農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。ア、利用権の設定の7番から10番については、「農業委員会に関する法律第31条」「議事参与の制限」に抵触しますので、 農業委員には退出していただきたいと思ひます。
	< 農業委員 退出 >
議長	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	では、議案書、まず8ページの上をごらんください。 「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア、利用権の設定であります。 さんの案件です。議案書10ページをごらんください。 番号7番、申請人、貸人、 、 、借人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、合計 筆の m ² 。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は、田 a、畑 a、計 aであります。以下、同じ項目については省略させていただきます。 続きまして、番号8番、申請人、貸人、 区、 。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、合計 筆の m ² 。 続きまして、番号9番、申請人、貸人、 区、 。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。 続きまして、番号10番、申請人、貸人、 区、 。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。 以上であります。
議長	それでは、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の7番から10番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の7番から10番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の7番から10番は、これを承認することに決します。

議長	<p>それでは、「議事参与の制限」が解かれた■■■■農業委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。</p>
	<p>< ■■■農業委員 入室 ></p>
議長	<p>次に、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から6番と、11番から14番を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>先ほどと同じで、同じ項目があれば、省略とさせていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、合計■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、合計■筆の■■■■m²。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。設定期間■年新規で、借人の経営面積は、田のみ■■■aであります。</p> <p>続きまして、議案書11ページをごらんください。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、合計■筆の■■■■m²。設定期間■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、番号12番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田のみ■■■a。</p> <p>続きまして、番号13番、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、合計■筆の■■■■m²。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>続きまして、議案書12ページをごらんください。</p> <p>イ、所有権の設定であります。</p> <p>番号14番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■■m²。</p> <p>これは農地売買等支援事業の公社買入れになります。貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸、利用権の設定面積は■■■■m²、所有権の設定は■■■■m²、計■■■■m²になります。</p>
事務局	<p>補足説明です。1番から5番の方は、■■■■の方で、もともと耕作されていて、今回、申請が上がったようです。主な作物は、■■■■です。</p>

	<p>また、公社買入れのうち14番、[REDACTED]さんの土地については、最終的には[REDACTED]が買う予定にしています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、1番から6番と11番から14番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から6番と11番から14番は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第64号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の1番から6番と11番から14番は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第8号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書13ページをごらんください。</p> <p>「報告第8号」「農地法第3条第1項第13号の規定による届出受理について」。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、[REDACTED]、現況、[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²。理由といたしましては、農地売買等支援事業を通じて、[REDACTED]に売却する為になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第11回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時16分：終了)</p>